

# 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号  
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2021年12月22日

戸田建設株式会社

昭和建設株式会社

## 株式交換に関する事後開示事項

東京都中央区京橋一丁目7番1号  
戸田建設株式会社  
代表取締役 大谷 清介

茨城県水戸市千波町1905番地  
昭和建設株式会社  
代表取締役 小松原 仁

戸田建設株式会社（以下、「戸田建設」といいます。）及び昭和建設株式会社（以下、「昭和建設」といいます。）は、2021年11月15日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年12月22日を効力発生日として、戸田建設を株式交換完全親会社、昭和建設を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、本書に記載のとおりです。

### 記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2021年12月22日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - （1）会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過  
昭和建設に対し、本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
  - （2）会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過  
昭和建設は、会社法第785条第3項に基づき、2021年11月15日に株主に対して通知を行いましたが、同条第1項に従い、昭和建設に対して株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
  - （3）会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続の経過  
昭和建設は、新株予約権を発行しておらず、また、本株式交換において、会社法第768条第1項第4号イに定める株式交換契約新株予約権はございませんので、第789条

第1項各号に該当せず、該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による  
手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

戸田建設は、会社法第796条第2項本文の規定により、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに本株式交換を行い、同条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した戸田建設の株主はおりませんでした。会社法第796条の2柱書ただし書が適用されるため、該当事項はございません。

(2) 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過

戸田建設は、会社法第796条第2項本文の規定により、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに本株式交換を行い、同条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した戸田建設の株主はおりませんでした。会社法第797条第1項ただし書が適用されるため、該当事項はございません。

(3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

戸田建設が、本株式交換において、昭和建設の株主に対して交付する金銭等は株式交換完全親株式会社の株式のみでしたので、第799条第1項各号に該当せず、該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、戸田建設に移転した昭和建設の株式の数は430株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) 戸田建設は、会社法第796条第2項本文の規定により、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した戸田建設の株主はおりませんでした。

また、昭和建設は、会社法第783条第1項の規定により、2021年12月10日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) 戸田建設は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の昭和建設の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、戸田建設を除きます。）に対し、その所有する昭和建設の株式1株に対して戸田建設の株式3,526.51(小数点以下第三位を四捨五入しております)株の割合をもって戸田建設の自己株式を割当交付しました。戸田建設が交付した株式の総数は1,516,400株です。

(3) 本株式交換により増加する 戸田建設の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

- ① 資本金 0円
- ② 資本準備金 会社計算規則第 39 条に従い 戸田建設が別途定める額
- ③ 利益準備金 0円

以上